

## 感震機能付住宅用分電盤が、 内線規定の「勧告」「推奨」対象に！

### 勧告

### 「地震時等に著しく危険な密集市街地」の 住宅などへの施設 (1365-10-1)

「地震時等に著しく危険な密集市街地」の住宅などには、感震遮断機能付住宅用分電盤を施設することが**勧告的事項**となりました。

[注] ここでいう住宅などには、住宅のほかに、住宅用分電盤を施設する店舗、事務所などを含む。



### 推奨

### 「地震時等に著しく危険な密集市街地」以外の 住宅などへの施設 (1365-10-2)

「地震時等に著しく危険な密集市街地」以外の住宅などには、感震遮断機能付住宅用分電盤を施設することが**推奨的事項**となりました。

[注] ここでいう住宅などには、住宅のほかに、住宅用分電盤を施設する店舗、事務所などを含む。

●感震遮断機能付住宅用分電盤の施設は、感震遮断機能付コンセント（埋込型）を3202-2（コンセントの施設）の規定に準じて施設することに置き替えてもよい。

## 感震遮断機能付住宅用分電盤は、 第三者が性能評価したものであること (1365-10-4)

今回の内線規定追補版「1365-10-1」「1365-10-2」に規定される感震遮断機能付住宅用分電盤については、「『感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン 平成27年2月[大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会]』に示された第三者による性能試験を受けたものであること。(内線規定「1365-10-4」)」と規定されました。

「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」では、所要の性能が確認される認証制度として、日本配線システム工業会による住宅用分電盤の規格「JWDS0007付2」に基づく自主認証制度が紹介されています。

この認定マークが  
目印です！



#### 高性能住宅用分電盤

日本配線システム工業会の自主規格「JWDS0007付2『感震機能付住宅用分電盤』」に適合した製品には、当工業会が発行する認定マークが製造メーカーによって貼られています。